

○文部科学省令第十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第四十九条の七、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の四 小学校において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ

る。

第七十九条中「第五十六条の二まで」の下に「及び第五十六条の四」を加える。

第七十九条の六及び第八十条第一項中「第五十六条の三」を「第五十六条の四」に改め、「第五十六条の二」の下に「及び第五十六条の四」を加える。

第三百三十二条の四の次に次の一条を加える。

第三百三十二条の五 特別支援学校の小学部又は中学部において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百二十九条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。